

静岡市発注の公共工事等からの暴力団及びその関係者排除連絡会議設置要領

(目的)

- 1 この会議は、静岡市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の業務の委託（以下「公共事業等」という。）からの暴力団及びその関係者の排除に関し、静岡市と静岡市域を管轄する警察署が相互に情報交換し、具体的事案に対処するために協議を行うことを目的とする。

(構成)

- 2 この会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 静岡市 財政局財政部契約課の課長、主幹、副主幹等
 - (2) 静岡中央警察署 刑事担当の次長、刑事第二課の課長、係長等
 - (3) 静岡南警察署 刑事課の課長、刑事第二係長
 - (4) 清水警察署 刑事第二課の課長、暴力犯係長等

(協議事項)

- 3 この会議は、第1項の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議するものとする。
 - (1) 静岡市発注に係る公共工事等の指名競争入札参加者の指名に際し、暴力団及びその関係者の排除措置についての情報交換及び連絡調整
 - (2) 静岡市発注に係る公共工事等への暴力団及びその関係者の介入による妨害が生じ、又は生じるおそれがある場合の情報交換及び連絡調整
 - (3) その他この会議の目的を達成するために必要な事項

(会議の開催)

- 4 この会議は、必要に応じて開催し、静岡市財政局財政部契約課長が主宰する。

(庶務)

- 5 この会議の庶務は、静岡市財政局財政部契約課において処理する。

(秘密の保持)

- 6 この会議の内容は、職務上必要な場合を除き、他に漏らしてはならないものとする。ただし、協議のうえ必要と認めるときは、この限りでない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。